【 資　料 】

（１）特定非営利活動促進法　……資−２

（２）大阪府特定非営利活動促進法施行条例　……資−３６

（３）大阪府特定非営利活動促進法施行細則　……資−４３

（４）富田林市特定非営利活動促進法施行細則　……資−４９

（５）組合等登記令（抄）……資−５２

特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（平二三法七〇・一部改正）

（定義）

第二条　この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

２　この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一　次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ　社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ　役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二　その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ　特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

３　この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

４　この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

（平二三法七〇・平二八法七〇・一部改正）

第二章　特定非営利活動法人

第一節　通則

（原則）

第三条　特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

２　特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条　特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条　特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

２　その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（平一四法一七三・平二三法七〇・一部改正）

（住所）

第六条　特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条　特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

２　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(平一八法五〇・全改)

(所轄庁)

第九条　特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)とする。

(平一一法一六〇・平二三法七〇・一部改正)

第二節　設立

(設立の認証)

第十条　特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一　定款

二　役員に係る次に掲げる書類

イ　役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)

ロ　各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ　各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三　社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四　第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五　設立趣旨書

六　設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七　設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八　設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)

2　所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類(同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。)を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一　申請のあった年月日

二　特定添付書類に記載された事項

3　前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4　第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(平一一法一六〇・平一四法一五二・平一四法一七三・平一六法一五〇・平二三法七〇・平二八法七〇・令二法七二・一部改正)

(定款)

第十一条　特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四　主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五　社員の資格の得喪に関する事項

六　役員に関する事項

七　会議に関する事項

八　資産に関する事項

九　会計に関する事項
十　事業年度
十一　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
十二　解散に関する事項
十三　定款の変更に関する事項
十四　公告の方法
2　設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
3　第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
一　国又は地方公共団体
二　公益社団法人又は公益財団法人
三　私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
四　社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
五　更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人
(平一二法一一一・平一四法一七三・平一八法五〇・一部改正)
(認証の基準等)
第十二条　所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。
一　設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
二　当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
三　当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
イ　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)
ロ　暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
四　当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
2　前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。
3　所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。
(平一四法一七三・平二三法七〇・一部改正)
(意見聴取等)
第十二条の二　第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。
(平一四法一七三・追加)
(成立の時期等)
第十三条　特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
2　特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
3　設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。
(平一六法一二四・平二三法七〇・一部改正)
(財産目録の作成及び備置き)
第十四条　特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。
(平一八法五〇・全改、平二三法七〇・一部改正)
第三節　管理
(通常社員総会)
第十四条の二　理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。
(平一八法五〇・追加)

（臨時社員総会）

第十四条の三　理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

２　総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（平一八法五〇・追加）

（社員総会の招集）

第十四条の四　社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（平一八法五〇・追加）

（社員総会の権限）

第十四条の五　特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

（平一八法五〇・追加）

（社員総会の決議事項）

第十四条の六　社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（平一八法五〇・追加）

（社員の表決権）

第十四条の七　各社員の表決権は、平等とする。

２　社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

３　社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

４　前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（平一八法五〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（表決権のない場合）

第十四条の八　特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（平一八法五〇・追加）

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（平二三法七〇・追加）

（役員の定数）

第十五条　特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（理事の代表権）

第十六条　理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（平一八法五〇・平二三法七〇・一部改正）

（業務の執行）

第十七条　特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（平一八法五〇・一部改正）

（理事の代理行為の委任）

第十七条の二　理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（平一八法五〇・追加）

（仮理事）

第十七条の三　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（平一八法五〇・追加）

（利益相反行為）

第十七条の四　特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

（平一八法五〇・追加）

（監事の職務）

第十八条　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　理事の業務執行の状況を監査すること。

二　特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三　前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四　前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五　理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第十九条　監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の欠格事由）

第二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　暴力団の構成員等

五　第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（平一一法一五一・平一三法一三八・平一四法一七三・平二〇法二八・平二三法七〇・平二四法五三・平二五法八六・令元法三七・令四法六八・一部改正）

（役員の親族等の排除）

第二十一条　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員の欠員補充）

第二十二条　理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第二十三条　特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

２　特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（平二三法七〇・一部改正）

（役員の任期）

第二十四条　役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

（平一四法一七三・一部改正）

（定款の変更）

第二十五条　定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

２　前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

３　定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

４　特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

５　第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

６　特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

７　特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

（平一四法一七三・平二三法七〇・令二法七二・一部改正）

第二十六条　所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

２　前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

３　第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（平一一法一六〇・平一四法一七三・平一八法五〇・平二三法七〇・一部改正）

（会計の原則）

第二十七条　特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一　削除

二　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三　計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四　採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（平一四法一七三・平二三法七〇・一部改正）

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条　特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下

「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2　特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。

3　特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一　事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)

二　役員名簿

三　定款等

(平一一法一六〇・平一四法一七三・平一八法五〇・平二三法七〇・平二八法七〇・一部改正)

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二　特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一　官報に掲載する方法

二　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三　電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)

四　前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3　特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4　特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間(第二号において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一　公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二　公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三　特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(平二八法七〇・追加)

(事業報告書等の提出)

第二十九条　特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(平一一法一六〇・平一四法一七三・平二三法七〇・一部改正)

(事業報告書等の公開)

第三十条　所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類(事

業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（平二三法七〇・全改、平二八法七〇・令二法七二・一部改正）

第四節　解散及び合併

（解散事由）

第三十一条　特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一　社員総会の決議

二　定款で定めた解散事由の発生

三　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四　社員の欠亡

五　合併

六　破産手続開始の決定

七　第四十三条の規定による設立の認証の取消し

２　前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

３　特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

４　清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（平一六法七六・一部改正）

（解散の決議）

第三十一条の二　特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（平一八法五〇・追加）

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三　特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

２　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（平一八法五〇・追加）

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四　解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（平一八法五〇・追加）

（清算人）

第三十一条の五　特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（平一八法五〇・追加）

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条の六　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（平一八法五〇・追加）

（清算人の解任）

第三十一条の七　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（平一八法五〇・追加）

（清算人の届出）

第三十一条の八　清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（平一八法五〇・追加）

（清算人の職務及び権限）

第三十一条の九　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

２　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（平一八法五〇・追加）

（債権の申出の催告等）

第三十一条の十　清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

２　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

３　清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

４　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（平一八法五〇・追加、平二三法七〇・一部改正）

（期間経過後の債権の申出）

第三十一条の十一　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（平一八法五〇・追加）

（清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の十二　清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

２　清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

３　前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

４　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（平一八法五〇・追加）

（残余財産の帰属）

第三十二条　解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

２　定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

３　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（平一六法七六・一部改正）

（裁判所による監督）

第三十二条の二　特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

２　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

３　特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

４　所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（平一八法五〇・追加）

（清算結了の届出）

第三十二条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（平一八法五〇・追加）

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十二条の四　特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（平一八法五〇・追加）

（不服申立ての制限）

第三十二条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（平一八法五〇・追加）

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十二条の六　裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（平一八法五〇・追加）

第三十二条の七　削除

（平二三法五三）

（検査役の選任）

第三十二条の八　裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

２　第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

（平一八法五〇・追加、平二三法五三・一部改正）

（合併）

第三十三条　特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

（合併手続）

第三十四条　特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

２　前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

３　合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

４　特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

５　第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条　特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

２　特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

（平二三法七〇・一部改正）

第三十六条　債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

２　債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（平一六法一五四・一部改正）

第三十七条　合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第三十八条　合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期等）

第三十九条　特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

２　第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

（平二三法七〇・一部改正）

第四十条　削除

（平一八法五〇）

第五節　監督

（報告及び検査）

第四十一条　所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

３　第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

４　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（平二三法七〇・平二八法七〇・一部改正）

（改善命令）

第四十二条　所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条　所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

２　所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

３　前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

４　所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

（平二三法七〇・一部改正）

（意見聴取）

第四十三条の二　所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（平一四法一七三・追加、平二三法七〇・令元法三七・一部改正）

（所轄庁への意見）

第四十三条の三　警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄

庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

（平一四法一七三・追加、平二三法七〇・令元法三七・一部改正）

第三章　認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・改称）

第一節　認定特定非営利活動法人

（平二三法七〇・追加）

（認定）

第四十四条　特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

２　前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一　実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二　次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

３　前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（平二三法七〇・追加）

（認定の基準）

第四十五条　所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一　広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１）　総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２）　受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３）　社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ　実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ　前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号(同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号(同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県(都を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

二　実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ　会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)

ロ　その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。)である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

（1）　会員等

（2）　特定の団体の構成員

（3）　特定の職域に属する者

（4）　特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ　特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ　特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三　その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ　各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（1）　当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（2）　特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ　各社員の表決権が平等であること。

ハ　その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ　その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四　その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ　次に掲げる活動を行っていないこと。

（1）　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

（2）　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

（3）　特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ　その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)をその事務所において閲覧させること。

イ　事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ　前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六　各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八　前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九　実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2　前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・令二法七二・一部改正）

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条　前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二三法七〇・追加）

（欠格事由）

第四十七条　第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等

二　第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三　その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六　次のいずれかに該当するもの

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（平二三法七〇・追加、平二五法八六・平二八法七〇・令四法六八・一部改正）

（認定に関する意見聴取）

第四十八条　所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一　前条第一号ニ及び第六号に規定する事由　警視総監又は道府県警察本部長

二　前条第四号及び第五号に規定する事由　国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（平二三法七〇・追加）

（認定の通知等）

第四十九条　所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

２　所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　名称

二　代表者の氏名

三　主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四　当該認定の有効期間

五　前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

３　所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

４　認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一　直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二　第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三　認定に関する書類の写し

（平二三法七〇・追加、令二法七二・一部改正）

（名称等の使用制限）

第五十条　認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

２　何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（平二三法七〇・追加）

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条　第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

２　前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

３　前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

４　前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5　第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項、第四十五条第一項(第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。)及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(平二三法七〇・追加)

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条　認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

2　二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3　第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4　認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5　認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(平二三法七〇・追加、令二法七二・一部改正)

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条　認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2　所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3　所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4　認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(平二三法七〇・追加)

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条　認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2　認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一　前事業年度の寄附者名簿

二　前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三　前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3　認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4　認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条　認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2　認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・令二法七二・一部改正）

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条　所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（認定の失効）

第五十七条　認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一　第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二　認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三　認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2　所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3　所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

（平二三法七〇・追加）

第二節　特例認定特定非営利活動法人

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・改称）

（特例認定）

第五十八条　特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2　第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（特例認定の基準）

第五十九条　所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一　第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二　前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三　第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（特例認定の有効期間）

第六十条　第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（特例認定の失効）

第六十一条　特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一　第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二　特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三　特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四　特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条　第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

第三節　認定特定非営利活動法人等の合併

（平二三法七〇・追加）

第六十三条　認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2　特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3　第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4　前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5　第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七

条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

第四節　認定特定非営利活動法人等の監督

（平二三法七〇・追加）

（報告及び検査）

第六十四条　所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5　前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6　第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7　第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（勧告、命令等）

第六十五条　所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2　所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3　所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4　所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5　第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6　所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7　所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一　第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由　警視総監又は道府県警察本部長

二　第四十七条第四号又は第五号に規定する事由　国税庁長官等

（平二三法七〇・追加）

（その他の事業の停止）

第六十六条　所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2　前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（平二三法七〇・追加）

（認定又は特例認定の取消し）

第六十七条　所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一　第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。

二　偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三　正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四　認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2　所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一　第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二　第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三　前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3　前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4　第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（所轄庁への意見等）

第六十八条　所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2　次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一　警視総監又は道府県警察本部長　第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二　国税庁長官等　第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3　所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（平二三法七〇・追加）

（所轄庁への指示）

第六十九条　内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

第四章　税法上の特例

（平二三法七〇・旧第三章繰下）

第七十条　特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

２　特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

３　特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

（平一四法七九・平二〇法二三・一部改正、平二三法七〇・旧第四十六条繰下・一部改正、令二法八・一部改正）

第七十一条　個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

（平一四法一七三・追加、平二三法七〇・旧第四十六条の二繰下・一部改正）

第五章　雑則

（平二三法七〇・追加）

（情報の提供等）

第七十二条　内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（平二三法七〇・追加、平二八法七〇・一部改正）

（協力依頼）

第七十三条　所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（平二三法七〇・追加）

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）

第七十四条　第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一

項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出並びに第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(平二三法七〇・追加、令元法一六・一部改正)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条　第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(平二三法七〇・追加、平二八法七〇・令二法七二・一部改正)

(実施規定)

第七十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

(平二三法七〇・追加)

第六章　罰則

(平二三法七〇・旧第四章繰下)

第七十七条　偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(平二三法七〇・追加、平二八法七〇・令四法六八・一部改正)

第七十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

二　第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

三　第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

四　第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

五　第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

六　正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

七　正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

(平二三法七〇・旧第四十七条繰下・一部改正、平二八法七〇・一部改正)

第七十九条　法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平二三法七〇・旧第四十八条繰下・一部改正)

第八十条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二　第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三　第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項(これらの規定を第五十二条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第五十三条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五　第二十五条第七項若しくは第二十九条(これらの規定を第五十二条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六　第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七　第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八　第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九　第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十　第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(平一四法一七三・平一六法七六・平一七法八七・平一八法五〇・一部改正、平二三法七〇・旧第四十九条繰下・一部改正、平二八法七〇・一部改正)

第八十一条　第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一〇年政令第二二九号で平成一〇年一二月一日から施行)

(検討)

2　特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3　この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「この法律の施行後十月以内」とする。

附　則　(平成一一年一二月八日法律第一五一号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条　民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで　略

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条　中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条　なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条　改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条　第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附　則　(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　(平成一二年六月七日法律第一一一号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　(平成一三年一二月五日法律第一三八号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　(平成一四年七月三日法律第七九号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附　則　(平成一四年一二月六日法律第一三八号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附　則　(平成一四年一二月一三日法律第一五二号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一五年二月三日）

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一四年一二月一八日法律第一七三号）

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

２　この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業（この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第五条第一項に規定する収益事業を除く。）を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条　施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

２　施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。）については、新法第十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

２　この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日（同日前に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日）」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日（同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日）までの期間」とする。

附　則　（平成一五年四月九日法律第二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一六年六月二日法律第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一七年一月一日）

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一六年六月一八日法律第一二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一七年三月七日）

附　則　（平成一六年一二月一日法律第一四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一七年政令第三六号で平成一七年四月一日から施行）

附　則　（平成一六年一二月一日法律第一五〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一六年一二月三日法律第一五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成一六年政令第四二六号で平成一六年一二月三〇日から施行）

（処分等の効力）

第百二十一条　この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第百二十二条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

―――――――――――――

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一七法律八七）抄

（特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十三条　施行日前に生じた前条の規定による改正前の特定非営利活動促進法第三十一条第一項各号に掲げる事由により特定非営利活動法人が解散した場合における特定非営利活動法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法の定めるところによる。

（罰則に関する経過措置）

第五百二十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五百二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一七年七月二六日法律第八七号）　抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年五月一日）

―――――――――――――

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄

（特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十五条　前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法第十一条第三項第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

２　この法律の施行の際現に存する特定非営利活動法人の定款における旧民法第三十四条の規定により設立された法人を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載は、公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一二月一日）

（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

―――――――――――――

附　則　（平成二〇年三月三一日法律第九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

（公布の日＝平成二〇年四月三〇日）

附　則　（平成二〇年四月三〇日法律第二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで　略

五　次に掲げる規定　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

イ　略

ロ　第二条中法人税法第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第九条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（「内国法人である」を削る部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定（同項中「、公益法人等」の下に「（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部分に限る。）、同条第五項の改正規定、同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第百四十三条の改正規定、同法第百五十条第二項の改正規定（「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に改める部分に限る。）、同法別表第一の改正規定（同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。）、同法別表第二の改正規定（同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項に係る部分に限る。）及び同表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る部分を除く。）及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一条、第十五条及び第二十一条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第百四条、第百五条、第百七条、第百八条及び第百十一条の規定

（罰則に関する経過措置）

第百十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第百十九条の二　この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（平二〇法九・追加）

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二〇年五月二日法律第二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附　則　（平成二〇年五月二日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

〇非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二三法律五三）抄

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条　第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十九条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一月一日）

附　則　（平成二三年六月二二日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日＝平成二三年八月三〇日）

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

２　旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条　新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

２　当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

３　前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条　特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

２　前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条　新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

２　新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

第六条　新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

２　当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

３　前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

４　新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

（仮認定に関する経過措置）

第七条　施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条　特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二四年八月一日法律第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二四年政令第二五七号で平成二四年一〇月三〇日から施行）

一　第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二四年政令第二六〇号で平成二五年一月三〇日から施行）

附　則　（平成二五年一一月二七日法律第八六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二六年政令第一六五号で平成二六年五月二〇日から施行）

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成二八年六月七日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二八年政令第三六九号で平成二九年四月一日から施行）

一　第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定　公布の日

二　第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二九年政令第三〇〇号で平成三〇年一〇月一日から施行）

（認証の申請に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条　新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条　新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

２　特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

３　前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条　施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条　新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類につ

いて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第七条　新法第五十四条第三項及び第五十六条(これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項(新法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条　この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第九条　この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条　施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(処分等の効力)

第十二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条　特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動(新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　(令和元年五月三一日法律第一六号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和元年政令第一八二号で令和元年一二月一六日から施行)

附　則　(令和元年六月一四日法律第三七号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限

る。)、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定　公布の日

二　第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定　公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条　この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条　政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附　則　(令和二年三月三一日法律第八号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで　略

五　次に掲げる規定　令和四年四月一日

イ　略

ロ　第三条の規定(同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。)並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第百三十九条(地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条第五項の改正規定に限る。)、第百四十三条、第百五十条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。)、第百五十一条から第百五十六条まで、第百五十九条から第百六十二条まで、第百六十三条(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項の改正規定に限る。)、第百六十四条、第百六十五条及び第百六十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第百七十一条　この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百七十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　(令和二年一二月九日法律第七二号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条　この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下この条及び次条において「新法」という。)第十条第二項から第四項まで(これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の

認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

第三条　新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（情報通信技術の利用のための措置）

第八条　政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

―――――――――――――

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

２　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

２　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一　第五百九条の規定　公布の日

別表（第二条関係）

（平一四法一七三・平二三法七〇・一部改正）

一　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二　社会教育の推進を図る活動

三　まちづくりの推進を図る活動

四　観光の振興を図る活動

五　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

六　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

七　環境の保全を図る活動

八　災害救援活動

九　地域安全活動

十　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

十一　国際協力の活動

十二　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十三　子どもの健全育成を図る活動

十四　情報化社会の発展を図る活動

十五　科学技術の振興を図る活動

十六　経済活動の活性化を図る活動

十七　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十八　消費者の保護を図る活動

十九　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

二十　前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

大阪府特定非営利活動促進法施行条例

平成十年十月三十日
大阪府条例第四十三号

（趣旨）

第一条　この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第十条第一項及び第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項及び第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条、第四十四条第二項（法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十五条並びに第五十六条（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請の手続、定款の変更の認証の申請及び届出の手続、事業報告書の作成、事業報告書等の提出及び公開、合併の認証の申請の手続、認定特定非営利活動法人の認定又は特例認定特定非営利活動法人の特例認定の申請の手続、社員総会の議事録の謄本の提出並びに役員報酬規程等の提出及び公開に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

（平一七条例二八・平二〇条例六八・平二二条例七〇・平二四条例一九・平二九条例一八・令三条例一三・一部改正）

（定義）

第二条　この条例の用語の意義は、法及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）の定めるところによる。

（平一七条例二八・一部改正）

（設立の認証の申請）

第三条　法第十条第一項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

イ　名称

ロ　代表者の氏名

ハ　主たる事務所の所在地

ニ　定款に記載された目的

三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　法第十条第一項第二号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合　同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書

二　前号に該当しない場合　当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3　前項第二号に定める書面が外国語で作成されているときは、当該書面には、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付しなければならない。

4　第二項各号に定める書面は、法第十条第一項の申請書の提出の日（法第二十三条第二項の規定により提出する場合にあっては、同条第一項の規定による届出の日）前六月以内に作成されたものでなければならない。

5　法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の軽微な不備は、誤記その他これらに類する明白な誤りに係るものとする。

（平一五条例一五・平二四条例一九・令三条例一三・一部改正）

（定款の変更の認証の申請及び届出）

第四条　法第二十五条第四項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　定款の変更の内容及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行わなければならない。

一　定款の変更の届出をしようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　定款の変更の内容及びその理由
三　定款の変更年月日
四　前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
（平二四条例一九・追加）
（社員総会の議事録の記載事項）
第五条　法第二十五条第四項及び第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十四条第四項並びに第五十二条第二項に規定する社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　社員総会が開催された日時及び場所
二　社員総会の議事の経過の要領及びその結果
2　法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における議事録には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
二　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
三　社員総会の決議があったものとみなされた日
四　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
（平二四条例一九・追加）
（事業報告書の作成）
第六条　法第二十八条第一項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　事業の実施状況
二　社員総会及び理事会その他の役員会の開催状況
三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
（平二〇条例六八・旧第四条繰下、平二四条例一九・旧第五条繰下）
（事業報告書等の提出）
第七条　法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度の開始後三月以内に行わなければならない。
（平一五条例一五・一部改正、平二〇条例六八・旧第五条繰下、平二二条例七〇・一部改正、平二四条例一九・旧第六条繰下・一部改正）
（事業報告書等の公開）
第八条　法第三十条の規定による閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。
一　法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をするとき。
二　法第二十五条第七項の規定により登記事項証明書を提出するとき。
2　法第三十条の閲覧又は謄写の請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。
一　請求者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　請求に係る書類の内容
三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
3　前項に規定するもののほか、同項の閲覧及び謄写の手続等については、規則で定める。
（平二〇条例六八・旧第六条繰下、平二四条例一九・旧第七条繰下・一部改正）
（合併の認証の申請）
第九条　法第三十四条第四項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　合併の認証を受けようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
二　合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項
イ　名称
ロ　代表者の氏名
ハ　主たる事務所の所在地
ニ　定款に記載された目的

三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　第三条第二項から第四項までの規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハに規定する住所又は居所を証する書面について準用する。この場合において、第三条第四項中「法第十条第一項」とあるのは、「法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項」と読み替えるものとする。

3　法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人に係るものとする。

（平一五条例一五・一部改正、平二〇条例六八・旧第七条繰下、平二四条例一九・旧第八条繰下・一部改正）

（認定又は特例認定の申請）

第十条　法第四十四条第二項（法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の名称

二　代表者の氏名

三　主たる事務所の所在地

四　設立の年月日

五　申請者が現に行っている事業の概要

六　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（平二四条例一九・追加、平二九条例一八・一部改正）

（定款の変更等に係る書類の提出）

第十一条　認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

一　法第二十三条第一項の規定による届出をしたとき。

二　法第二十五条第五項において準用する法第十二条第三項の規定による定款の変更の認証の通知を受けたとき。

三　法第二十五条第六項の規定による届出をしたとき。

四　法第二十五条第七項の規定により登記事項証明書を提出したとき。

五　法第二十九条の規定により事業報告書等を提出したとき。

六　法第三十四条第五項において準用する法第十二条第三項の規定による合併の認証の通知を受けたとき。

七　法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出をしたとき。

2　認定特定非営利活動法人等の法第三十一条の五に規定する清算人は、当該認定特定非営利活動法人等が法第三十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散したときは、遅滞なく、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（平二四条例一九・追加、平二九条例一八・一部改正）

（認定の有効期間の更新の申請）

第十二条　法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の名称

二　代表者の氏名

三　主たる事務所の所在地

四　認定の有効期間

五　申請者が現に行っている事業の概要

六　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（平二四条例一九・追加）

（役員報酬規程等の提出）

第十三条　法第五十五条第一項本文（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、毎事業年度の開始後三月以内に行わなければならない。

2　法第五十五条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、法第五十四条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）に規定する助成金の支給の後遅滞なく行うものとする。

（平二四条例一九・追加、平二九条例一八・令三条例一三・一部改正）

（役員報酬規程等の公開）

第十四条　第八条第二項及び第三項の規定は、法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写について準用する。

（平二四条例一九・追加）

（認定特定非営利活動法人等の合併）

第十五条　法第六十三条第三項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することにより行わなければならない。

一　合併の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

イ　名称

ロ　代表者の氏名

ハ　主たる事務所の所在地

ニ　現に行っている事業の概要

三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（平二四条例一九・追加）

（電子情報処理組織による届出等）

第十六条　法第七十四条に規定する届出及び提出又は通知及び交付について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条（第二項及び第三項を除く。）又は第七条（第二項及び第三項を除く。）の規定により情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合において必要な事項は、規則で定める。

2　法第七十四条に規定する縦覧及び閲覧について情報通信技術活用法第八条第一項の規定により情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の同条第十号に規定する縦覧等を行う場合における当該縦覧及び閲覧は、規則で定めるところによらなければならない。

（平一九条例二五・追加、平二〇条例六八・旧第八条繰下・一部改正、平二四条例一九・旧第九条繰下・一部改正、令元条例四五・一部改正）

（電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第十七条　電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項（法第六十二条及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）の規定による書面の備置きとする。

（平一七条例二八・追加、平一九条例二五・旧第八条繰下、平二〇条例六五・一部改正、平二〇条例六八・旧第九条繰下、平二四条例一九・旧第十条繰下・一部改正、平二九条例一八・一部改正）

（電磁的記録による保存）

第十八条　特定非営利活動法人は、電子文書法第三条第一項の規定により、前条に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、規則で定める方法によらなければならない。

（平一七条例二八・追加、平一九条例二五・旧第九条繰下、平二〇条例六八・旧第十条繰下、平二四条例一九・旧第十一条繰下）

（電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第十九条　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第十四条、第二十八条第一項、第三十五条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定による書面の作成とする。

（平一七条例二八・追加、平一九条例二五・旧第十条繰下、平二〇条例六五・一部改正、平二〇条例六八・旧第十一条繰下、平二四条例一九・旧第十二条繰下・一部改正、平二九条例一八・一部改正）

（電磁的記録による作成）

第二十条　特定非営利活動法人は、電子文書法第四条第一項の規定により、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法によらなければならない。

（平一七条例二八・追加、平一九条例二五・旧第十一条繰下、平二〇条例六八・旧第十二条繰下、平二四条例一九・旧第十三条繰下）

（電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第二十一条　電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十二条第四項及び第五十四条第四項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

(平一七条例二八・追加、平一九条例二五・旧第十二条繰下、平二〇条例六八・旧第十三条繰下、平二四条例一九・旧第十四条繰下・一部改正、平二九条例一八・一部改正)

(電磁的記録による縦覧等)

第二十二条　特定非営利活動法人は、電子文書法第五条第一項の規定により、前条に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、規則で定める方法によらなければならない。

(平一七条例二八・追加、平一九条例二五・旧第十三条繰下、平二〇条例六八・旧第十四条繰下、平二四条例一九・旧第十五条繰下)

(事務処理の特例)

第二十三条　法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市(大阪市及び堺市を除く。)、町及び村の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一　法第十条第一項の認証に関する事務

二　法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による公表及び法第十条第二項の縦覧に関する事務

三　法第十二条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する事務

四　法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務

五　法第十三条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認証の取消しに関する事務

六　法第十七条の三の規定による仮理事の選任に関する事務

七　法第十七条の四の規定による特別代理人の選任に関する事務

八　法第十八条第三号の規定による報告の受理に関する事務

九　法第二十三条第一項の規定による届出の受理に関する事務

十　法第二十五条第三項の認証に関する事務

十一　法第二十五条第六項の規定による届出の受理に関する事務

十二　法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出の受理に関する事務

十三　法第二十九条の規定による事業報告書等の提出の受理に関する事務

十四　法第三十条の規定による閲覧及び謄写に関する事務

十五　法第三十一条第二項の認定に関する事務

十六　法第三十一条第四項の規定による届出の受理に関する事務

十七　法第三十一条の八の規定による届出の受理に関する事務

十八　法第三十二条第二項の認証に関する事務

十九　法第三十二条の二第三項の意見の陳述及び同項の調査に関する事務

二十　法第三十二条の二第四項の規定による意見の申述に関する事務

二十一　法第三十二条の三の規定による届出の受理に関する事務

二十二　法第三十四条第三項の認証に関する事務

二十三　法第四十一条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務

二十四　法第四十二条の規定による命令に関する事務

二十五　法第四十三条第一項の規定による認証の取消しに関する事務

二十六　法第四十三条第二項の規定による認証の取消しに関する事務

二十七　法第四十三条第四項の規定による書面の交付に関する事務

二十八　法第四十三条の二(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に関する事務

二十九　法第四十三条の三(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による意見の申述の受理に関する事務

(平二〇条例六八・追加、平二二条例一三・平二二条例七〇・平二三条例二三・平二三条例九六・一部改正、平二四条例一九・旧第十六条繰下・一部改正、平二四条例一三二・平二五条例八四・平二六条例一四四・平二七条例一六・平二八条例二四・平二九条例一八・令三条例一三・令四条例一三・一部改正)

(規則への委任)

第二十四条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例二八・旧第八条繰下、平一九条例二五・旧第十四条繰下、平二〇条例六八・旧第十五条繰下、平二四条例一九・旧第十七条繰下、平二四条例一三二・一部改正)

附　則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附　則(平成一五年条例第一五号)

(施行期日)

1　この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行条例第五条の規定の適用については、同条中「法第二十九条第一項」とあるのは「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百七十三号)附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第一項」と、「毎事業年度の開始後三月以内に」とあるのは「毎年三月三十一日までに(事業年度を設けている場合は、毎事業年度の開始後三月以内に)」とする。

附　則(平成一七年条例第二八号)

(施行期日)

1　この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成一九年条例第二五号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則(平成二〇年条例第六五号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附　則(平成二〇年条例第六八号)

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第十七条の前に一条を加える改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

附　則(平成二二年条例第一三号)

この条例中第一条の規定は平成二十二年九月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

附　則(平成二二年条例第七〇号)

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十三年一月一日から施行する。

附　則(平成二三年条例第二三号)

この条例中第一条の規定は平成二十三年四月一日から、第二条の規定は同年九月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

附　則(平成二三年条例第九六号)

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

附　則(平成二四年条例第一九号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　平成二十四年七月九日

二　第三条の規定　平成二十四年九月一日

三　第四条の規定　平成二十四年十月一日

附　則(平成二四年条例第一三二号)

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

附　則(平成二五年条例第八四号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

附　則(平成二六年条例第一四四号)

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

附　則(平成二七年条例第一六号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附　則(平成二八年条例第二四号)

この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

附　則(平成二九年条例第一八号)

(施行期日)

1　この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前にされた特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十四条第四項に規定する書類に係る改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行条例第十七条の書面の備置き及び同条例第十九条の書面の作成については、なお従前の例による。

附　則(令和元年条例第四五号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和元年規則第六四号で令和元年一二月二五日から施行)

附　則(令和三年条例第一三号)

(施行期日)

1　この条例は、令和三年六月九日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行条例(以下「新条例」という。)第十三条の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号。以下「改正法」という。)附則第三条に規定する認定特定非営利活動法人等(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

3　新条例第二十三条第二号の規定は、施行日以後に改正法による改正後の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前に改正法による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

附　則(令和四年条例第一三号)

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

大阪府特定非営利活動促進法施行細則

平成十年十一月六日
大阪府規則第九十一号

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府特定非営利活動促進法施行条例（平成十年大阪府条例第四十三号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証の申請）

第二条　法第十条第一項の申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第一号）とする。

2　条例第三条第一項第三号の規則で定める事項は、設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人が法第十一条第一項第四号のその他の事務所を設置する場合にあっては、その事務所の所在地とする。

3　法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第二号）に補正後の申請書又は添付書類を添えて提出することにより行わなければならない。

（平二四規則四三・令三規則八〇・一部改正）

（登記の完了の届出）

第三条　法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書（様式第三号）を提出することにより行わなければならない。

（平二四規則四三・一部改正）

（役員の変更等の届出）

第四条　法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、特定非営利活動法人役員変更等届出書（様式第四号）を提出することにより行わなければならない。

（平二四規則四三・一部改正）

（定款の変更の認証の申請）

第五条　法第二十五条第四項の申請書は、特定非営利活動法人定款変更認証申請書（様式第五号）とする。

（平二四規則四三・一部改正）

（定款の変更の届出）

第六条　条例第四条第二項の届出書は、特定非営利活動法人定款変更届出書（様式第六号）とする。

（平二四規則四三・一部改正）

（事業報告書の作成）

第七条　条例第六条第三号の規則で定める事項は、法第五条第一項に規定するその他の事業を行う場合にあっては、当該事業の実施状況とする。

（平一五規則七六・平二〇規則一〇九・平二四規則四三・一部改正）

（事業報告書等の公開）

第八条　条例第八条第一項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　条例第八条第一項第一号に該当する場合　法第十条第一項第一号（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる定款及び法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の登記事項証明書の写し

二　条例第八条第一項第二号に該当する場合　法第二十五条第七項の登記事項証明書の写し

2　条例第八条第二項（条例第十四条において準用する場合を含む。）の請求書は、閲覧等請求書（様式第七号）とする。

3　法第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写は、知事が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。

4　前項の閲覧又は謄写をするものは、当該閲覧又は謄写に係る書類を丁寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

5　知事は、前項の規定に違反するものに対し、第三項の閲覧又は謄写を中止させ、又は禁止することがある。

（平二〇規則一〇九・平二四規則四三・一部改正）

（解散の認定の申請）

第九条　法第三十一条第二項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第三項の書面を添付した特定非営利活動法人解散認定申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(平二四規則四三・一部改正)

(解散の届出)

第十条　法第三十一条第四項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人解散届出書(様式第九号)を提出することにより行わなければならない。

(平一七規則七九・平二四規則四三・一部改正)

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第十一条　法第三十二条第二項の認証を得ようとする清算人は、特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

(平二四規則四三・一部改正)

(合併の認証の申請)

第十二条　法第三十四条第四項の申請書は、特定非営利活動法人合併認証申請書(様式第十一号)とする。

2　条例第九条第一項第三号の規則で定める事項は、合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人が法第十一条第一項第四号のその他の事務所を設置する場合にあっては、その事務所の所在地とする。

(平二〇規則一〇九・平二四規則四三・一部改正)

(清算人の就職の届出)

第十三条　法第三十一条の八の規定による届出は、当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算人就職届出書(様式第十二号)を提出することにより行わなければならない。

(平一七規則七九・平二〇規則一〇二・平二四規則四三・一部改正)

(清算結了の届出)

第十四条　法第三十二条の三の規定による届出は、当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算結了届出書(様式第十三号)を提出することにより行わなければならない。

(平一七規則七九・平二〇規則一〇二・平二四規則四三・一部改正)

(身分証明書)

第十五条　法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(様式第十四号)とする。

(平二四規則四三・一部改正)

(認定又は特例認定の申請)

第十六条　法第四十四条第二項(法第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の申請書は、認定特定非営利活動法人の認定(特例認定特定非営利活動法人の特例認定)を受けるための申請書(様式第十五号)とする。

2　条例第十条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十四条第一項の認定(以下「認定」という。)又は法第五十八条第一項の特例認定(以下「特例認定」という。)を受けたことの有無

二　認定又は特例認定を受けたことのある場合にあっては、当該認定又は特例認定の有効期間

三　認定又は特例認定を取り消されたことの有無

四　認定又は特例認定を取り消されたことのある場合にあっては、その取消しの日

五　事業年度の開始及び終了の日

六　法第十一条第一項第四号のその他の事務所を設置している場合にあっては、当該事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職

七　認定を受けようとする場合にあっては、法第四十五条第一項第一号に掲げる基準のいずれかに適合する旨

八　特例認定を受けようとする場合にあっては、その旨

九　前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3　条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第二十九条の規定により提出された事業報告書等で、法第四十四条第三項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度のもの

二　役員名簿

三　法第二十八条第二項の定款等

（平二四規則四三・追加、平二九規則四九・一部改正）

（定款の変更等に係る書類の提出）

第十七条　条例第十一条第一項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　条例第十一条第一項第一号に該当する場合　法第二十三条第一項の規定による届出に係る書類の写し

二　条例第十一条第一項第二号に該当する場合　法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けた当該変更後の定款及び当該認証に関する書類の写し並びに法第五十二条第三項の規定により添付した書類の写し

三　条例第十一条第一項第三号に該当する場合　法第二十五条第六項の規定による届出に係る書類の写し

四　条例第十一条第一項第四号に該当する場合　法第二十五条第七項の規定により提出した登記事項証明書の写し

五　条例第十一条第一項第五号に該当する場合　法第二十九条の規定により提出した事業報告書等の写し

六　条例第十一条第一項第六号に該当する場合　法第三十四条第三項の規定により合併の認証を受けた当該合併後の認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の定款及び当該認証に関する書類の写し

七　条例第十一条第一項第七号に該当する場合　法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の登記事項証明書の写し

2　条例第十一条第二項の規則で定める書類は、法第三十一条第四項の規定による届出に係る書類の写しとする。

（平二四規則四三・追加、平二九規則四九・一部改正）

（認定の有効期間の更新の申請）

第十八条　法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書（様式第十六号）とする。

2　条例第十二条第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　認定の有効期間の満了の日の六月前の日

二　認定の有効期間の満了の日の三月前の日

三　事業年度の開始及び終了の日

四　法第十一条第一項第四号のその他の事務所を設置している場合にあっては、当該事務所の所在地並びに責任者の氏名及び役職

五　法第四十五条第一項第一号に掲げる基準のいずれかに適合する旨

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

（平二四規則四三・追加）

（認定特定非営利活動法人等の代表者の変更の届出）

第十九条　法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）代表者変更届出書（様式第十七号）を提出することにより行わなければならない。

（平二四規則四三・追加、平二九規則四九・一部改正）

（認定特定非営利活動法人等の合併）

第二十条　条例第十五条の申請書は、認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の合併の認定を受けるための申請書（様式第十八号）とする。

2　条例第十五条第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　合併の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人等に係る次に掲げる事項

イ　認定又は特例認定を受けた日

ロ　認定又は特例認定の有効期間

ハ　事業年度の開始及び終了の日

ニ　法第十一条第一項第四号のその他の事務所を設置している場合にあっては、当該事務所の所在地

二　認定特定非営利活動法人が合併の認定を受けようとする場合にあっては、法第四十五条第一項第一号に掲げる基準のいずれかに適合する旨

三　特例認定特定非営利活動法人が合併の認定を受けようとする場合にあっては、その旨

四　前三号に掲げるもののほか、参考となる事項

（平二四規則四三・追加、平二九規則四九・一部改正）

（電子情報処理組織による届出等）

第二十一条　条例第十六条第一項に規定する場合における届出及び提出は、大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年大阪府規則第五十六号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第四条から第六条までの規定の例により行わなければならない。

2　条例第十六条第一項に規定する場合における届出及び提出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第六項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、届出又は提出に係る書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。

3　前項の場合において、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して届出又は提出を行った日以後速やかにしなければならない。

4　条例第十六条第一項に規定する場合における通知及び交付は、情報通信技術利用規則第七条の規定の例により行う。

5　条例第十六条第一項に規定する場合における通知及び交付について、情報通信技術活用法第七条第一項ただし書の電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式は、電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力とする。

6　条例第十六条第一項に規定する場合における通知及び交付について、情報技術活用法第七条第五項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一　通知又は交付を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合

二　通知又は交付に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事が認める場合

7　条例第十六条第二項に規定する場合における縦覧及び閲覧に供するに当たっては、情報通信技術利用規則第八条の規定の例により行う。

（平一九規則二七・追加、平二〇規則一〇九・一部改正、平二四規則四三・旧第十六条繰下・一部改正、令二規則二一・一部改正）

（電磁的記録による備置きの方法）

第二十二条　条例第十八条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じて一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取って作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2　前項に規定する方法による条例第十八条に規定する電磁的記録の備置きを行うに当たっては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、又は書面に出力することができるようにしなければならない。

（平一七規則七九・追加、平一九規則二七・旧第十六条繰下・一部改正、平二〇規則一〇九・一部改正、平二四規則四三・旧第十七条繰下・一部改正）

（電磁的記録による作成の方法）

第二十三条　条例第二十条の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（平一七規則七九・追加、平一九規則二七・旧第十七条繰下・一部改正、平二〇規則一〇九・一部改正、平二四規則四三・旧第十八条繰下・一部改正）

（電磁的記録による閲覧の方法）

第二十四条　条例第二十二条の規則で定める方法は、同条に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（平一七規則七九・追加、平一九規則二七・旧第十八条繰下・一部改正、平二〇規則一〇九・一部改正、平二四規則四三・旧第十九条繰下・一部改正）

（書類の提出部数等）

第二十五条　次の各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。

一　法第十条第一項(法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類(第二条第三項の規定により添付する補正後のものを含む。)　正本一部及び副本一部

二　法第二十三条第一項の規定により添付する変更後の役員名簿　正本一部及び副本一部

三　法第二十五条第四項及び第六項の規定により添付する変更後の定款(第二条第三項の規定により添付する補正後のものを含む。)　正本一部及び副本一部

四　法第二十五条第四項後段の規定により添付する事業計画書及び活動予算書(第二条第三項の規定により添付する補正後のものを含む。)　正本一部及び副本一部

五　法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イに掲げる書類(第二条第三項の規定により添付する補正後のものを含む。)　正本一部及び副本一部

六　法第二十九条の規定により提出する事業報告書等　正本一部及び副本一部

七　法第四十四条第二項(法第五十一条第五項、法第五十八条第二項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類　正本一部及び副本一部

八　法第五十五条各項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類(知事が所轄庁以外の関係知事である認定特定非営利活動法人等が提出するものを除く。)　正本一部及び副本一部

九　第八条第一項第一号の規定により提出する定款　正本一部及び副本一部

2　法、条例及びこの規則に規定する書類(第十五条の身分証明書を除く。)の用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ列４番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

(平一七規則七九・旧第十六条繰下・一部改正、平一九規則二七・旧第十九条繰下、平二〇規則一〇九・平二二規則一九・一部改正、平二四規則四三・旧第二十条繰下・一部改正、平二六規則二九・平二七規則一三六・令元規則一〇・一部改正)

附　則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附　則(平成一五年規則第七六号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附　則(平成一七年規則第七九号)

(施行期日)

1　この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定、様式第二号の改正規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める部分、様式第八号の改正規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める部分、様式第十一号の改正規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める部分及び様式第十二号の改正規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成一九年規則第二七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則(平成二〇年規則第一〇二号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2　第一条の規定による改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第一条の規定による改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成二〇年規則第一〇九号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成二二年規則第一九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則(平成二四年規則第四三号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成二六年規則第二九号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成二七年規則第一三六号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成二九年規則第四九号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3　旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(令和元年規則第一〇号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則(令和二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和三年規則第八〇号)

(施行期日)

1　この規則は、令和三年六月九日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に改正前の大阪府特定非営利活動促進法施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の大阪府特定非営利活動促進法施行細則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3　旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

(平15規則76・平17規則79・平24規則43・令3規則80・一部改正)

○富田林市特定非営利活動促進法施行細則

平成２２年１１月２６日
規則第４９号

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪府特定非営利活動促進法施行条例（平成１０年大阪府条例第４３号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証の申請）

第２条　法第１０条第１項の申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第１号）とする。

２　条例第３条第１項第３号の規則で定める事項は、設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人が法第１１条第１項第４号のその他の事務所を設置する場合にあっては、その事務所の所在地とする。

３　法第１０条第３項の補正（法第２５条第５項又は第３４条第５項において準用する場合を含む。）は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書（様式第２号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（登記の完了の届出）

第３条　法第１３条第２項（法第３９条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書（様式第３号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（役員の変更等の届出）

第４条　法第２３条第１項の規定による届出は、特定非営利活動法人役員変更等届出書（様式第４号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（定款の変更の認証の申請）

第５条　法第２５条第４項の申請書は、特定非営利活動法人定款変更認証申請書（様式第５号）とする。

（軽微な事項に係る定款の変更の届出）

第６条　条例第４条第２項の届出書は、特定非営利活動法人定款変更届出書（様式第６号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（事業報告書の作成）

第７条　条例第６条第３号の規則で定める事項は、法第５条第１項に規定するその他の事業を行う場合にあっては、当該事業の実施状況とする。

（事業報告書等の公開）

第８条　条例第８条第１項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（１）　条例第８条第１項第１号に該当するとき　法第１０条第１項第１号（法第３４条第５項において準用する場合を含む。）に掲げる定款及び法第１３条第２項の登記事項証明書の写し

（２）　条例第８条第１項第２号に該当するとき　法第２５条第７項の登記事項証明書の写し

２　条例第８条第２項の請求書は、閲覧請求書（様式第７号）とする。

３　法第３０条の規定による閲覧又は謄写は、市長が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。

４　前項の閲覧又は謄写をするものは、当該閲覧又は謄写に係る書類を丁寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

５　市長は、前項の規定に違反するものに対し、第３項の閲覧又は謄写を中止させ、又は禁止することができる。

（解散の認定の申請）

第９条　法第３１条第２項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第３項の書面を添付した特定非営利活動法人解散認定申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（解散の届出）

第１０条　法第３１条第４項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人解散届出書（様式第９号）を提出することにより行わなければならない。

（残余財産の譲渡の認証の申請）

第１１条　法第３２条第２項の認証を得ようとする清算人は、特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

（合併の認証の申請）

第１２条　法第３４条第４項の申請書は、特定非営利活動法人合併認証申請書（様式第１１号）とする。

２　条例第９条第１項第３号の規則で定める事項は、合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人が法第１１条第１項第４号のその他の事務所を設置する場合にあっては、その事務所の所在地とする。

（清算人の就職の届出）

第１３条　法第３１条の８の規定による届出は、当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算人就職届出書（様式第１２号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（清算結了の届出）

第１４条　法第３２条の３の規定による届出は、当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算結了届出書（様式第１３号）を提出することにより行わなければならない。

（身分証明書）

第１５条　法第４１条第３項の証明書は、身分証明書（様式第１４号）とする。

（電子情報処理組織による届出等）

第１６条　条例第１６条第１項に規定する場合における届出及び提出は、富田林市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和５年富田林市規則第５１号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第４条及び第５条の規定の例により行わなければならない。

２　条例第１６条第１項に規定する場合における届出及び提出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号。以下「情報通信技術活用法」という。）第６条第６項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、届出又は提出に係る書面等（情報通信技術活用法第３条第５号に規定する書面等をいう。以下同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合とする。

３　前項の場合において、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して届出又は提出を行った日以後速やかにしなければならない。

４　条例第１６条第１項に規定する場合における通知及び交付は、情報通信技術利用規則第９条の規定の例により行う。

５　条例第１６条第１項に規定する場合における通知及び交付について、情報通信技術活用法第７条第１項ただし書の電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式は、電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力とする。

６　条例第１６条第１項に規定する場合における通知及び交付について、情報技術活用法第７条第５項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　通知又は交付を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合

（２）　通知又は交付に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長が認める場合

７　条例第１６条第２項に規定する場合における縦覧及び閲覧に供するに当たっては、情報通信技術利用規則第１３条の規定の例により行う。

（電磁的記録による備置きの方法）

第１７条　条例第１８条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

（１）　作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じて一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

（２）　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取って作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

２　前項に規定する方法による条例第１８条に規定する電磁的記録の備置きを行うに当たっては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、又は書面に出力することができるようにしなければならない。

（電磁的記録による作成の方法）

第１８条　条例第２０条の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による閲覧の方法）

第１９条　条例第２２条の規則で定める方法は、同条に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像

面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（書類の提出部数）

第２０条　次の各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。

（１）　法第１０条第１項（法第３４条第５項において準用する場合を含む。）の規定により添付する法第１０条第１項第１号、第２号イ、第５号、第７号及び第８号に掲げる書類（第２条第３項の規定により添付する補正後のものを含む。）　正本１部及び副本１部

（２）　法第１３条第２項（法第３９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により添付する財産目録　正本１部

（３）　法第２３条第１項の規定により添付する変更後の役員名簿　正本１部及び副本１部

（４）　法第２５条第４項及び第６項の規定により添付する変更後の定款（第２条第３項の規定により添付する補正後のものを含む。）　正本１部及び副本１部

（５）　法第２５条第４項後段の規定により添付する事業計画書及び活動予算書（第２条第３項の規定により添付する補正後のものを含む。）　正本１部及び副本１部

（６）　法第２６条第２項の規定により添付する法第１０条第１項第２号イに掲げる書類（第２条第３項の規定により添付する補正後のものを含む。）　正本１部及び副本１部

（７）　法第２９条の規定により提出する事業報告書等　正本１部及び副本１部

（８）　第８条第１項第１号の規定により提出する定款及び登記事項証明書の写し　正本１部

（９）　第８条第１項第２号の規定により提出する登記事項証明書の写し　正本１部

２　法、条例及びこの規則に規定する書類（第１５条の身分証明書を除く。）の用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列４番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附　則

この規則は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成２４年規則第１３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　当分の間、改正前の富田林市特定非営利活動促進法施行細則の規程により作成した様式は、所要の調整をしたうえで、改正後の富田林市特定非営利活動促進法施行細則の規程により作成した様式として使用することができる。

附　則（平成２５年規則第１８号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に様式の規定に基づき作成した用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。

附　則（平成２６年規則第２２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の富田林市特定非営利活動促進法施行細則様式第２号、様式第５号及び様式第６号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和３年規則第４０号）

この規則は、令和３年６月９日から施行する。

附　則（令和６年規則第１７号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：令和六年六月一四日政令第二〇九号

（適用範囲）

第一条　別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（平一九政三九・一部改正）

（設立の登記）

第二条　組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

２　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　目的及び業務

二　名称

三　事務所の所在場所

四　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六　別表の登記事項の欄に掲げる事項

（平一九政三九・旧第三条繰上・一部改正）

（変更の登記）

第三条　組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

３　第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（平一九政三九・追加、平二八政三四九・一部改正）

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条　組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（平一九政三九・旧第五条繰上・一部改正）

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条　組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（平二政二八五・平一七政三六六・一部改正、平一九政三九・旧第七条繰上・一部改正）

（代理人の登記）

第六条　組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

２　組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

３　前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

（平一九政三九・追加）

（解散の登記）

第七条　組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（平一六政三一八・一部改正、平一九政三九・旧第八条繰上・一部改正、平二八政二六・一部改正）

（継続の登記）

第七条の二　組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

（平二七政四一五・追加）

（合併等の登記）

第八条　組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

２　前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

（平一七政三六六・一部改正、平一九政三九・旧第九条繰上・一部改正、平二八政二六・令四政二四九・一部改正）

（分割の登記）

第八条の二　組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

（平二八政八二・追加、令四政二四九・一部改正）

（移行等の登記）

第九条　組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

（平一九政三九・旧第十条繰上・一部改正）

（清算結了の登記）

第十条　組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（平一九政三九・旧第十一条繰上・一部改正）

第十一条から第十三条まで　削除

（令四政二四九）

（登記の嘱託）

第十四条　次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一　組合等の設立の無効の訴え

二　組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三　組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

２　組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

３　官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

4　官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（平一九政三九・全改、令二政二一七・令四政二四九・一部改正）

（登記簿）

第十五条　登記所に、組合等登記簿を備える。

（平一九政三九・全改）

（設立の登記の申請）

第十六条　設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2　設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3　第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（平一九政三九・一部改正）

（変更の登記の申請）

第十七条　第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2　組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（平九政二八八・平一七政三六六・平一九政三九・一部改正）

（代理人の登記の申請）

第十八条　第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2　第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3　第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（平一九政三九・全改）

（解散の登記の申請）

第十九条　第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（平一九政三九・全改）

（継続の登記の申請）

第十九条の二　継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

（平二七政四一五・追加）

（合併による変更の登記の申請）

第二十条　合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2　組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（平一九政三九・全改）

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条　合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

（平一九政三九・全改）

（分割による変更の登記の申請）

第二十一条の二　吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一　分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二　債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（平二八政八二・追加）

（分割による設立の登記の申請）

第二十一条の三　分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（平二八政八二・追加）

（移行等の登記の申請）

第二十二条　第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（平一九政三九・全改）

（清算結了の登記の申請）

第二十三条　清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（平一九政三九・全改）

（登記の期間の計算）

第二十四条　登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（商業登記法の準用）

第二十五条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（平一七政三六六・全改、平一九政三九・平二八政二六・平二八政八二・令二政三二七・令四政四二・令四政二四九・一部改正）

（設立の登記に関する特則）

第二十六条　次に掲げる法人については、第二条第二項第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一　行政書士会及び日本行政書士会連合会

二　司法書士会及び日本司法書士会連合会

三　社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会

四　税理士会及び日本税理士会連合会

五　土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会

六　水先人会及び日本水先人会連合会

（昭四一政二三四・昭四二政三五五・昭四六政三五九・昭五三政三〇八・昭五八政二一九・平九政一一七・平九政二八八・平一二政三八四・平一三政二五三・平一三政三三〇・平一四政三九八・平一五政一〇〇・平一五政二二九・平一五政三三三・平一六政一九四・平一六政三一八・平一七政三六六・平一八政三一八・平一九政三九・平二七政四一五・平二八政二六・平二八政八二・平二八政三九六・令二政二一七・令二政三二七・令二政二七八・令三政三四四・令四政二四九・令四政四二・一部改正）

（変更の登記に関する特則）

第二十七条　第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁理士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のものの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。

（令四政四二・追加）

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の登記に関する特則）

第二十八条　弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十一条第一項の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人となつたときは、同項に規定する定款の変更の効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については設立の登記をしなければならない。

2　弁護士・外国法事務弁護士共同法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十一条第二項の規定により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人となつたときは、その時から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については設立の登記をしなければならない。

3　商業登記法第百四条及び第百六条の規定は、前二項の登記について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、第一項の登記について準用する場合にあつては「弁護士・外国法事務弁護士共同法人について」と、前項の登記について準用する場合にあつては「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人について」と読み替えるものとする。

4　法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてする第一項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　定款

二　定款の変更に係る総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面

三　社員の加入を証する書面

5　法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、定款を添付しなければならない。

6　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十二条第二項の規定により、弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人となるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する法人については解散の登記をし、合併により存続する法人については合併による種類の変更前の法人についての解散の登記及び合併による種類の変更後の法人についての設立の登記をしなければならない。この場合における第十四条第二項及び第二十条の規定の適用については、第十四条第二項中「変更の登記」とあるのは「合併による種類の変更前の法人についての回復の登記及び合併による種類の変更後の法人についての解散の登記」と、第二十条第一項及び第二項中「変更の登記」とあるのは「法人の種類の変更による設立の登記」とする。

7　商業登記法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、前項の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「合併を」とあるのは「合併による法人の種類の変更を」と、「吸収合併により消滅する会社(以下「吸収合併消滅会社」という。)又は新設合併により消滅する会社(以下「新設合併消滅会社」という。)の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する法人の名称及びその主たる事務所並びに合併による種類の変更前の法人の名称及びその成立の年月日」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条の登記」とあるのは「合併による種類の変更前の法人についての解散の登記及び合併による種類の変更後の法人についての設立の登記」と、同条第四項中「第一項の登記」とあるのは「第一項の登記及び合併による種類の変更前の法人についての解散の登記」と読み替えるものとする。

8　合併による種類の変更後の法人についてする第六項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　第四項第一号及び第二号に掲げる書面

二　合併に係る総社員の同意があつたことを証する書面

三　合併により加入する社員の資格を証する書面

(令四政四二(令四政二四九)・追加)

(農業協同組合等の登記に関する特則)

第二十九条　第十四条第二項の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

2　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更(以下この項、次項及び第八項において「組織変更」という。)をしたときは、第九条の規定にかかわらず、同法第七十三条の三第四項第十号、第七十八条第二項第六号、第八十五条第一項又は第九十一条第一項に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更前の農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人については解散の登記をし、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人については設立の登記をしなければならない。

3　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項の規定は農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

4　農業協同組合法第七十三条の三第一項に規定する組織変更(以下この項において「組織変更」という。)後の株式会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の総会又は総代会の議事録

四　組織変更後の株式会社の取締役(組織変更後の株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。次条第三項第四号及び第三十一条第五項第四号において同じ。)である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役)が就任を承諾したことを証する書面

五　組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

5　農業協同組合法第七十八条第一項に規定する組織変更(第二号において「組織変更」という。)後の一般社団法人についてする第二項の登記の申請書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百十七条及び同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる書面

二　組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

三　会計監査人を選任したときは、次の書面

イ　就任を承諾したことを証する書面

ロ　会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ　会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

6　農業協同組合法第八十二条第一項に規定する組織変更後の消費生活協同組合についてする第二項の登記の申請書には、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　第四項第一号及び第二号に掲げる書面

二　出資の総口数及び総額を証する書面

三　代表権を有する者の資格を証する書面

7　農業協同組合法第八十八条第一項に規定する組織変更後の医療法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　第四項第一号及び第二号に掲げる書面

二　代表権を有する者の資格を証する書面

三　資産の総額を証する書面

8　第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人についてする第二項の登記の申請書について準用する。

(令四政四二(令四政二四九)・追加)

(漁業生産組合等の登記に関する特則)

第三十条　漁業生産組合が水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十六条の三第一項に規定する組織変更(以下この条において「組織変更」という。)をしたときは、同法第八十六条の三第四項第十号に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更前の漁業生産組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。

2　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項の規定は漁業生産組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

3　組織変更後の株式会社についてする第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　漁業生産組合の総会の議事録

四　組織変更後の株式会社の取締役(組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役)が就任を承諾したことを証する書面

五　組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

4　第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社についてする第一項の登記の申請書について準用する。

(令四政四二(令四政二四九)・追加)

(森林組合等の登記に関する特則)

第三十一条　第十四条第二項の規定は、森林組合又は森林組合連合会の吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

2　生産森林組合が森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百条の三第一項又は第百条の十五第一項に規定する組織変更(以下この項において「組織変更」という。)をしたときは、同法第百条の九第一項又は第百条の十七第一項に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更前の生産森林組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社又は合同会社については設立の登記をしなければならない。

3　生産森林組合が森林組合法第百条の二十第一項に規定する組織変更(以下この項、第七項及び第八項において「組織変更」という。)をしたときは、同法第百条の二十三第一項に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の生産森林組合について解散の登記をしなければならない。

4　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は第二項の登記について、第十四条第二項の規定は生産森林組合の前二項に規定する組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

5　森林組合法第百条の三第一項に規定する組織変更(以下この項において「組織変更」という。)後の株式会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　生産森林組合の総会の議事録

四　組織変更後の株式会社の取締役(組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役)が就任を承諾したことを証する書面

五　組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

6　森林組合法第百条の十五第一項に規定する組織変更後の合同会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条並びに同法第百十八条において準用する同法第九十三条に規定する書面のほか、前項第一号から第三号までに掲げる書面を添付しなければならない。

7　組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記は、組織変更後の認可地縁団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。次項第二号において同じ。)の代表者の申請によつてする。

8　組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　組織変更後の認可地縁団体の代表権を有する者の資格を証する書面

三　当該登記の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に記名押印した者(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。)

9　第二十条第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する組織変更後の株式会社又は合同会社についてする同項の登記の申請書及び第三項に規定する組織変更前の生産森林組合についてする同項の登記の申請書について準用する。

(令四政四二(令四政二四九)・追加)

(管理組合法人等の登記に関する特則)

第三十二条　管理組合法人又は団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、第十六条第二項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。

一　法人となる旨並びにその名称及び事務所を定めた集会の議事録

二　第二条第二項第一号に掲げる事項を証する書面

三　管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面

2　建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第五十五条第一項第一号又は第二号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職権ですることができる。

(令四政四二・追加)

附　則　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

(関係政令等の整理)

第二条　次に掲げる政令は、廃止する。

医療法人登記令(昭和二十五年政令第二百二十号)

塩業組合登記令(昭和二十八年政令第百七十二号)

環境衛生同業組合等登記令(昭和三十二年政令第二百八十号)

漁業生産調整組合登記令(昭和三十六年政令第二百八十一号)

鉱害復旧事業団登記令(昭和二十七年政令第三百三十四号)

小型自動車競走会登記令(昭和三十七年政令第三百七十六号)

小型船海運組合等登記令(昭和三十二年政令第二百九十三号)

自転車競技会登記令(昭和三十七年政令第三百七十四号)
社会福祉法人登記令(昭和二十六年政令第百六十七号)
商工会議所登記令(昭和二十八年政令第三百二十七号)
商工会等登記令(昭和三十五年政令第百五十号)
商店街振興組合等登記令(昭和三十七年政令第三百二十二号)
税理士会登記令(昭和三十一年政令第三百二号)
たばこ耕作組合登記令(昭和三十三年政令第百八号)
土地改良事業団体連合会登記令(昭和三十二年政令第百九十五号)
農業信用基金協会登記令(昭和三十六年政令第三百四十九号)
防災建築街区造成組合登記令(昭和三十六年政令第二百十二号)

(経過措置)

第十条　この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令(以下「旧令」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

第十一条　この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。

第十二条　旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。

第十三条　この政令の施行前に、第二十五条において準用する商業登記法第五十七条第二項の規定によれば同時に申請すべき登記の一部について登記の申請があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

第十四条　組合等は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2　前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3　第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

第十五条　この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附　則　(昭和三九年七月一六日政令第二五四号)

この政令は、昭和三十九年八月十日から施行する。

附　則　(昭和三九年七月三〇日政令第二六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和三九年九月二日政令第二九三号)　抄

1　この政令は、漁業災害補償法の施行の日(昭和三十九年九月三日)から施行する。

附　則　(昭和四〇年六月一〇日政令第一九八号)　抄

(施行期日)

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和四一年五月一二日政令第一四五号)　抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和四一年七月一日政令第二二四号)　抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和四一年七月四日政令第二三四号)　抄

(施行期日)

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和四二年七月一五日政令第一九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和四二年一二月一日政令第三五五号)

この政令は、昭和四十二年十二月十五日から施行する。

附　則　(昭和四三年六月二五日政令第二一九号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第五十一号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和四十三年七月一日)から施行する。

附　則　(昭和四四年七月一八日政令第一九九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和四四年八月二六日政令第二三二号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

(地方税法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第十八条　法附則第四条第一項に規定する市街地改造事業並びに同条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物に関しては、この政令の附則の規定による改正後の次に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　地方税法施行令

二　公営住宅法施行令

三　建設省組織令

四　道路法施行令

五　都市公園法施行令

六　住宅金融公庫法施行令

七　道路整備緊急措置法施行令

八　組合等登記令

附　則　(昭和四四年九月三〇日政令第二五八号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附　則　(昭和四四年一二月一八日政令第三〇三号)　抄

1　この政令は、法の施行の日(昭和四十四年十二月二十八日)から施行する。

附　則　(昭和四五年六月二九日政令第二〇二号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和四六年一一月二七日政令第三五九号)

この政令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

附　則　(昭和四七年七月一七日政令第二八四号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附　則　(昭和四七年七月二五日政令第二九〇号)　抄

1　この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一章の章名を削る改正規定、第五条ノ二の改正規定中蚕糸業法第四十一条に係る部分及び第二章を削る改正規定並びに次項の規定は、許可、認可等の整理に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(昭和四十七年九月二十九日)から施行する。

附　則　(昭和四七年八月一九日政令第三一八号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附　則　(昭和四九年三月三〇日政令第七二号)　抄

(施行期日)

1　この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附　則　(昭和五〇年七月二九日政令第二三八号)

この政令は、昭和五十年八月十一日から施行する。

附　則　(昭和五〇年一二月二七日政令第三八一号)

この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十一年一月十一日)から施行する。

附　則　(昭和五三年七月一一日政令第二八六号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、法の施行の日(昭和五十三年十月二日)から施行する。

附　則　(昭和五三年八月八日政令第三〇八号)

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十三年九月一日)から施行する。

附　則　(昭和五三年九月五日政令第三二一号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　略

二　第一条の規定(職業訓練法施行令第四条第一項の改正規定に限る。)、第二条の規定、第七条の規定、第八条の規定(労働省組織令第三十五条の三第二号の改正規定を除く。)、次条の規定及び附則第三条の規定　昭和五十四年四月一日

(職業訓練法人連合会等に関する経過措置)

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会(これらの法人であつて、清算中のものを含む。)については、改正前の職業訓練法施行令第四条第一項及び組合等登記令別表第一の規定(次項において「旧規定」という。)は、同号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなお効力を有することとされた旧規定は、同項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、職業訓練法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第六条第四項(改正法附則第八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する解散等によるその消滅の時に、失効するものとする。

附　則　(昭和五四年九月一〇日政令第二四六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和五六年五月一九日政令第一七〇号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、法の施行の日(昭和五十六年五月二十日)から施行する。

附　則　(昭和五六年一一月三〇日政令第三三一号)

この政令は、広域臨海環境整備センター法の施行の日(昭和五十六年十二月一日)から施行する。

附　則　(昭和五七年七月一六日政令第一九六号)

(施行期日)

1　この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2　この政令の施行前に改正前の組合等登記令別表二の名称の欄に掲げる法人につき同表の判決の欄に規定する決議があつた場合においては、その決議に係る同令第十三条の規定による登記については、なお従前の例による。

附　則　(昭和五七年八月一七日政令第二二五号)

この政令は、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

附　則　(昭和五八年一〇月二一日政令第二一九号)　抄

1　この政令は、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年一月一日)から施行する。

附　則　(昭和六〇年九月二七日政令第二六九号)

この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十年十月一日)から施行する。

附　則　(昭和六一年九月五日政令第二九四号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、昭和六十一年九月八日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第四条　農林中央金庫は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令による改正後の組合等登記令の規定によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2　前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3　第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

附　則　(昭和六二年六月一二日政令第二一六号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

(旧林業信用基金法施行令等の暫定的効力)

第二条

2　この政令の施行の際現に存する農業信用保険協会(清算中のものを含む。)については、第三条の規定による改正前の組合等登記令及び第六条の規定による改正前の農業信用保証保険法施行令(以下「旧農業信用保証保険法施行令」という。)は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農業信用保証保険法施行令第五条第三項中「年七パーセント」とあるのは、「年六・七パーセント」とする。

(昭六二政二五〇・一部改正)

附　則　(昭和六二年七月一日政令第二五〇号)　抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(平成元年三月一七日政令第五三号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、法の施行の日(平成元年三月二十七日)から施行する。

附　則　(平成二年九月二七日政令第二八五号)

この政令は、民事保全法の施行の日(平成三年一月一日)から施行する。

附　則　(平成四年六月二六日政令第二二八号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年七月二十日)から施行する。

附　則　(平成五年六月二三日政令第二一八号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、法の施行の日(平成五年八月九日)から施行する。

附　則　(平成八年三月二五日政令第四二号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附　則　(平成九年四月一日政令第一一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(平成九年七月九日政令第二四一号)

(施行期日)

第一条　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日(平成九年七月二十日)から施行する。

(経過措置)

第二条　この政令の施行の際現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会(清算中のものを含む。)に関しては、第二条の規定による廃止前の真珠養殖等調整暫定措置法施行令及び第四条の規定による改正前の組合等登記令(以下「旧登記令」という。)は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

第三条　この政令の施行の際現に存する漁業生産調整組合(清算中のものを含む。)に関しては、第三条の規定による廃止前の漁業生産調整組合法施行令、旧登記令及び第六条の規定による改正前の農林水産省組織令は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

附　則　(平成九年九月一九日政令第二八八号)

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

附　則　(平成九年一一月六日政令第三二五号)

この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日(平成九年十一月八日)から施行する。

附　則　(平成一〇年八月一二日政令第二七四号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、特定非営利活動促進法の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

附　則　（平成一〇年一一月二〇日政令第三六九号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附　則　（平成一一年三月二六日政令第八〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附　則　（平成一二年四月七日政令第一九九号）

この政令は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年四月十日）から施行する。

附　則　（平成一二年六月七日政令第三〇五号）　抄

（施行期日）

１　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則　（平成一二年六月七日政令第三三四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一二年七月一四日政令第三八四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一二年八月三〇日政令第四一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十二年九月一日）から施行する。

附　則　（平成一二年九月一三日政令第四二三号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一二年一一月一七日政令第四八三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十二月一日）から施行する。

附　則　（平成一三年七月二六日政令第二五三号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則　（平成一三年九月五日政令第二八五号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附　則　（平成一三年九月一二日政令第二九四号）

この政令は、商工会法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年九月十九日）から施行する。

附　則　（平成一三年一〇月一七日政令第三三〇号）　抄

１　この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則　（平成一四年一二月二六日政令第三九八号）

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附　則　（平成一五年三月二八日政令第一〇〇号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則　（平成一五年五月二一日政令第二二九号）

この政令は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附　則　（平成一五年七月三〇日政令第三三三号）

この政令は、平成十五年八月一日から施行する。

附　則　（平成一五年一二月三日政令第四八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則　（平成一五年一二月一七日政令第五二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

附　則　（平成一五年一二月一九日政令第五二九号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則　（平成一六年五月二六日政令第一七八号）　抄

この政令は、商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附　則　（平成一六年六月九日政令第一九四号）

この政令は、平成十六年八月一日から施行する。

附　則　（平成一六年七月九日政令第二二六号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則　（平成一六年八月二七日政令第二五九号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附　則　（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）　抄

（施行期日）

１　この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附　則　（平成一六年一二月三日政令第三八五号）

この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年二月一日）から施行する。

○不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成一七政令二四）抄

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十三条の規定は、前条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う経過措置について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

附　則　（平成一七年二月一八日政令第二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附　則　（平成一七年三月二四日政令第五九号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

○会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備等に関する政令（平成一七政令三六六）抄

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正後の組合等登記令（以下この条において「新組合等登記令」という。）第二十五条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の組合等登記令（以下この条において「旧組合等登記令」という。）第二十五条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

2　施行日前にした旧組合等登記令第二十五条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新組合等登記令第二十五条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。

3　施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

4　施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

5　この政令の施行の際現に存する旧組合等登記令第二十五条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新組合等登記令第二十五条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

6　整備法の規定によりなお従前の例によることとされる組合等(旧組合等登記令第一条に規定する組合等をいう。)の出資一口の金額の減少、清算、合併又は承継(整備法第三百八十条の規定による改正前の森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。)に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

7　この政令の施行の際現に存する漁業信用基金協会、船主相互保険組合、農業信用基金協会及び農林中央金庫は、施行日から六箇月以内に、公告の方法の登記をしなければならない。

8　前項に規定する者は、同項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項の登記をしなければならない。

9　第七項の登記をするまでに公告の方法に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

10　第七項に規定する者を代表する者は、前三項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

11　第七項の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

12　前各項に定めるもののほか、前条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

附　則　(平成一七年一二月一四日政令第三六六号)

この政令は、会社法の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一八年五月一日)

附　則　(平成一八年二月二四日政令第二七号)

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十二号)の施行の日(平成十八年三月一日)から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一九年四月一日)

附　則　(平成一八年九月二六日政令第三一八号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成一九政令三九)抄

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条　施行日前に組合等がその従たる事務所の所在地でした代理人の選任の登記は、その登記をした日に、組合等がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

2　登記官は、この政令の施行の際現に従たる事務所の所在地における代理人の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、前条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

附　則　(平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年一二月一日)

○証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成一九政令二三三)抄

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　この政令の施行の際現に登記をしている証券業協会（旧証券取引法第二条第十三項に規定する証券業協会をいう。）は、施行日において認可金融商品取引業協会（新金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）としての登記をしたものとみなす。

２　この政令の施行の際現に登記をしている投資者保護基金（旧証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。）は、施行日において投資者保護基金（新金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。）としての登記をしたものとみなす。

附　則　（平成一九年八月三日政令第二三三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年九月三〇日）

附　則　（平成一九年九月一二日政令第二八六号）

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年九月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に次の各号に掲げる土地家屋調査士法人であるものは、この政令の施行の日から六月以内に、当該各号に定める事項の登記をしなければならない。

一　社員が土地家屋調査士法第三十五条第二項に規定する特定社員（以下この号において単に「特定社員」という。）である土地家屋調査士法人　当該社員が特定社員である旨

二　代表権の範囲又は制限に関する定めがある土地家屋調査士法人　当該定め

２　前項の土地家屋調査士法人は、同項各号に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項各号に定める事項の登記をしなければならない。

３　第一項各号に定める事項の登記をするまでに同項各号に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附　則　（平成一九年九月一四日政令第二八七号）　抄

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年四月一日）

一　略

二　第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定　法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

（施行の日＝平成一九年一〇月一日）

附　則　（平成一九年一一月七日政令第三二九号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条　この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一九年一二月七日政令第三五七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

附　則　（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附　則　（平成二三年一〇月一四日政令第三一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

２　前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

３　第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附　則　（平成二七年一二月一一日政令第四一五号）

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二十六条第六項の改正規定、別表医療法人の項の次に外国法事務弁護士法人の項を加える改正規定及び別表監査法人の項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

附　則　（平成二八年一月二九日政令第二六号）

（施行期日）

１　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行の日前に締結された合併契約に係る合併により設立する農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合における従たる事務所の所在地における登記の期間については、なお従前の例による。

附　則　（平成二八年三月二五日政令第八二号）

この政令は、第二号施行日（平成二十八年九月一日）から施行する。

附　則　（平成二八年九月三〇日政令第三一九号）

この政令は、改正法の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附　則　（平成二八年一一月一一日政令第三四九号）

（施行期日）

１　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

２　第二条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月一日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。

３　社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例による。

附　則　（平成二八年一二月二六日政令第三九六号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成二九年一〇月二五日政令第二六四号）　抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則　（平成三〇年九月二七日政令第二七〇号）

（施行期日）

１　この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（令和二年七月八日政令第二一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（令和二年九月一六日政令第二七八号）　抄

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附　則　（令和二年一一月二〇日政令第三二七号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（同年二月十五日）から施行する。

附　則　（令和三年一二月二四日政令第三四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附　則　（令和四年二月一八日政令第四二号）

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附　則　（令和四年五月二七日政令第二〇九号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附　則　（令和四年七月二一日政令第二四九号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

附　則　（令和六年三月二五日政令第六二号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附　則　（令和六年六月一四日政令第二〇九号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

（昭三九政二五四・昭三九政二六八・昭三九政二九三・昭四〇政一九八・昭四一政一四五・昭四一政二二四・昭四一政二三四・昭四二政一九二・昭四二政三五五・昭四三政二一九・昭四四政一九九・昭四四政二三二・昭四四政二五八・昭四四政三〇三・昭四五政二〇二・昭四六政三五九・昭四七政二八四・昭四七政二九〇・昭四七政三一八・昭四九政七二・昭五〇政二三八・昭五〇政三八一・昭五一政二四五・昭五三政二八六・昭五三政三〇八・昭五三政三二一・昭五四政二四六・昭五六政一七〇・昭五六政三三一・昭五七政二二五・昭五八政二一九・昭六〇政二四・昭六〇政二六九・昭六一政二九四・昭六二政二一六・平元政五三・平四政二二八・平五政二一八・平八政四二・平九政一一七・平九政二四一・平九政三二五・平一〇政二七四・平一〇政三六九・平一一政八〇・平一二政一九九・平一二政三三四・平一二政三八四・平一二政四一四・平一二政四二三・平一二政四八三・平一三政二五三・平一三政二八五・平一三政三三〇・平一四政三九八・平一五政一〇〇・平一五政二二九・平一五政三三三・平一五政四八七・平一五政五二三・平一六政一九四・平一六政二二六・平一六政二五九・平一七政三六六・平一八政二七・平一八政三一八・平一九政二三三・平一九政二八六・平一九政二八七・平一九政三二九・平一九政三五七・一部改正、平一九政三九・旧別表一・一部改正、平二二政一九六・平二三政三一九・平二七政四一五・平二八政二六・平二八政八二・平二八政三一九・平二八政三四九・平二八政三九六・平二九政二六四・平三〇政二七〇・令二政二一七・令三政三四四・令四政四二・令四政二〇九・令四政二四九・令六政六二・令六政二〇九・一部改正）

名称	根拠法	登記事項
委託者保護基金	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)	資産の総額 医療法第四十六条の三の六において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定め
外国法事務弁護士法人	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律	社員(外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十五条第一項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの(事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。)
貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	資産の総額
学校法人 私立学校法第百五十二条第五項の法人	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称
監査法人	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)	社員(監査法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所(社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。) 社員が公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員であるときは、その旨 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め

		電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
管理組合法人 団地管理組合法人	建物の区分所有等に関する法律	共同代表の定めがあるときは、その定め
行政書士会 日本行政書士会連合会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)	
行政書士法人	行政書士法	社員(行政書士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 社員が行政書士法第十三条の八第三項第四号に規定する特定社員であるときは、その旨及び当該社員が行うことができる特定業務(同法第十三条の六に規定する特定業務をいう。) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
漁業共済組合 漁業共済組合連合会	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)	地区(漁業共済組合に限る。) 出資の総額
漁業協同組合 漁業生産組合 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法	地区(漁業生産組合を除く。) 出資一口の金額及びその払込みの方法(組合員に出資をさせない漁業協同組合及び会員に出資をさせない漁業協同組合連合会を除く。) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額(組合員に出資をさせない漁業協同組合及び会員に出資をさせない漁業協同組合連合会を除く。) 水産業協同組合法第四十七条の五の二(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子提供措置又は同法第八十六条第二項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定め 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)	区域 出資一口の金額 出資の総額 公告の方法

		電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)	資産の総額
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)	
更生保護法人	更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)	資産の総額
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	港務局を組織する地方公共団体 港湾区域
司法書士会 日本司法書士会連合会	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)	
司法書士法人	司法書士法	社員(司法書士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 社員が司法書士法第三十六条第二項に規定する特定社員であるときは、その旨 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
社会福祉法人	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)	資産の総額
社会保険労務士会 全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)	
社会保険労務士法人	社会保険労務士法	社員(社会保険労務士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 社員が社会保険労務士法第二十五条の十五第二項に規定する特定社員であるときは、その旨 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
商工会議所 日本商工会議所	商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)	地区(商工会議所に限る。)
商工会 商工会連合会	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)	地区(商工会に限る。)
使用済燃料再処理・廃炉推進機	原子力発電における使用済燃料の	代表権の範囲又は制限に関する定めがある

構	再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)	ときは、その定め
商店街振興組合 商店街振興組合連合会	商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
商品先物取引協会	商品先物取引法	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
職業訓練法人 都道府県職業能力開発協会 中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)	資産の総額(職業訓練法人に限る。) 地区(都道府県職業能力開発協会に限る。) 設置する職業訓練施設の名称
信用保証協会	信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)	資産の総額
森林組合 生産森林組合 森林組合連合会	森林組合法	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 森林組合法第六十条の三の二(同法第百九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子提供措置又は同法第百条第二項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定め 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)	地区(生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合に限る。) 出資一口の金額及びその払込みの方法(組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額(組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。)
税理士会 日本税理士会連合会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)	合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め(税理士会に限る。) 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項(税理士会に限る。)
税理士法人	税理士法	社員(税理士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定

		めがあるときは、電子公告関係事項
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)	
船主相互保険組合	船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)	出資一口の金額 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 設立認可年月日 合併認可年月日
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)	地区(たばこ耕作組合中央会を除く。)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)	
地方道路公社	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)	資本金
投資者保護基金	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)	
土地改良事業団体連合会	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)	地区
土地家屋調査士会 日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)	
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士法	社員(土地家屋調査士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 社員が土地家屋調査士法第三十五条第二項に規定する特定社員であるときは、その旨 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
内航海運組合 内航海運組合連合会	内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)	

認可金融商品取引業協会	金融商品取引法	資産の総額 公告の方法
農業共済組合 農業共済組合連合会	農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)	区域 公告の方法
農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人	農業協同組合法	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法(組合員に出資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額(組合員に出資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。) 農業協同組合法第四十三条の六の二に規定する電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定め 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)	区域 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
農住組合	農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法
農林中央金庫	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)	出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 農林中央金庫法第四十六条の四に規定する電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定め 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 法人成立の年月日
弁護士法人	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)	社員(弁護士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
弁護士・外国法事務弁護士共同法人	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律	社員(弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所

		外国法事務弁護士である社員の原資格国法 外国法事務弁護士である社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十五条第一項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
弁理士法人	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)	社員(弁理士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
保険契約者保護機構	保険業法(平成七年法律第百五号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
防災街区計画整備組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法
水先人会 日本水先人会連合会	水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)	
労働災害防止団体(中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会)	労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)	
労働者協同組合 労働者協同組合連合会	労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)	出資一口の金額及びその払込みの方法(会員に出資をさせない労働者協同組合連合会を除く。) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額(会員に出資をさせない労働者協同組合連合会を除く。) 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項